

令和3年度 第1回静岡県環境審議会 会議録

日 時	令和3年6月4日（金）午後2時から午後4時4分まで
場 所	県庁別館9階 特別第1会議室（委員の一部はwebにて出席）
出席者 職・氏名	委 員（敬称略、五十音順）（18名） 浅見佳世、井上隆夫、小野寺郷子、亀井暁子、木村浩之、小杉充伸、 小杉山晃一、小南陽亮、近藤多美子、杉山和陽、千賀康弘（会長）、谷幸則、 名倉光子、野田三千代、藤井節子、藤川格司、牧野正和、四本康久 事務局（県側出席者）（16名） 市川くらし・環境部長、高畑部長代理、織部くらし・環境部理事、 田島くらし・環境部理事、渡邊くらし・環境部参事、 藤田くらし・環境部参事、池ヶ谷環境局長、清環境政策課長、 片田環境ふれあい課長、高松自然保護課長、深野鳥獣捕獲管理室長、 上家富士山・南アルプス保全室長、村松廃棄物リサイクル課長、 杉本生活環境課長、市川水利用課長、漆畑衛生課長（健康福祉部）
議 題	1 諮問事項 ・鳥獣保護区特別保護地区及び狩猟鳥獣捕獲禁止区域の再指定 ・河川における環境基準の水域類型の見直し 2 部会報告事項 ・温泉部会審議結果
配布資料	・令和3年度第1回静岡県環境審議会 次第 ・座席表 ・静岡県環境審議会 委員一覧 ・静岡県環境審議会 特別委員一覧 ・県側出席者一覧 ・静岡県環境審議会条例 ・諮問事項 - 鳥獣保護区特別保護地区及び狩猟鳥獣捕獲禁止区域の再指定 【資料1-1、1-2】 - 河川における環境基準の水域類型の見直し 【資料2-1、2-2、2-3】 ・部会報告事項 - 温泉部会審議結果 【資料3】

1 議事

(1) 諮問事項

- ・鳥獣保護区特別保護地区及び狩猟鳥獣捕獲禁止区域の再指定
- ・河川における環境基準の水域類型の見直し

(2) 部会報告事項

温泉部会審議結果

2 審議内容

(1) 会議成立の確認

委員 20 人中 18 人出席を確認。環境審議会条例第 6 条第 2 項に基づき、会議成立。

(2) 諮問事項

- ・鳥獣保護区特別保護地区及び狩猟鳥獣捕獲禁止区域の再指定

令和 3 年 5 月 14 日付けで知事から諮問のあった「鳥獣保護区特別保護地区及び狩猟鳥獣捕獲禁止区域の再指定」について、事務局から諮問内容の説明後、質疑応答が行われた。

(会長) それでは、次第に従いまして議事を進めさせていただきたいと思います。御協力よろしくお願いいたします。

本日は、諮問事項が 2 件と報告事項が 1 件あります。

まず諮問事項のほうでして、本審議会に諮問された案件として、1 つ目が「鳥獣保護区特別保護地域及び狩猟鳥獣捕獲禁止区域の再指定」についてということで、これに関しまして、自然保護課長のほうから説明をお願いいたします。

(自然保護課長) 資料 1－1 を御覧ください。

環境審議会への諮問文のかがみの後ろのページから、「別記」といたしまして諮問の内容を記載しております。

なお、説明につきましては、資料 1－2 に基づいてさせていただきますので、資料 1－1 も参照いただきながら進めてまいりたいと思います。

それでは、諮問事項について御説明申し上げます。

本日の諮問内容は、鳥獣保護区特別保護地区の再指定として、県立森林公園地区について。また狩猟鳥獣捕獲禁止区域の再指定といたしまして、桜木上垂木地区の 2 件でございます。

諮問に係る 2 地区の県内の位置を示したものでございます。浜松市浜北区、それから掛川市のそれぞれの区域。いずれも新東名高速道路の近接した区域でございます。

続いて、鳥獣に関する区域の区分について御説明いたします。

表の左側にあります鳥獣保護区特別保護地区は、鳥獣保護区における狩猟による鳥獣の捕獲を禁止していることに加えまして、建築物の新築等の地形改変行為については許可を要する規制を行なう区域でございます。

一方、1 列飛ばしまして、狩猟鳥獣捕獲禁止区域につきましては、イノシシ・ニホンジカなど、指定した加害鳥獣を狩猟期に捕獲することができる区域でございます。

なお、狩猟期間につきましては11月15日から2月15日の3か月となっております。
それでは、1件目の県立森林公園鳥獣保護区特別保護地区の再指定でございます。
指定後の存続期間は、令和3年11月1日から令和13年10月31日までの10年間でございます。

指定区分は、身近な生息地でございます。

当該区域は、浜松市浜北区にあります県立森林公園区域内の北西に位置しております。
区域内には、写真のとおり森林や池がございます。

この地区の指定の経緯と理由でございますけれども、昭和48年に鳥獣保護区特別保護地区に指定されまして、以後再指定を繰り返し現在に至っております。

再指定する理由といたしましては、県立森林公園の一部であり、狩猟の規制により公園利用者の安全を図る必要があること。また、鳥獣の生息において適した地域となっておりますことから、特別保護地区として指定いたしまして、地形の改変等の行為を規制し、鳥獣の生息地・繁殖地として保護を図る必要があること。最後に、地元の市、自治会等、利害関係者からも同意を得られている。以上3点でございます。

これらのことから、引き続き特別保護地区として指定することについてお諮りするものであります。

指定区域の状況でございます。

区域内には、野鳥の観察施設や野鳥観察の看板等が多数ありまして、年間を通じて多くの利用者がございます。森林公園全域では、令和2年度につきましては、およそ76万人の利用があったところでございます。

なお、区域内では、オオルリ、カワセミ、カモ類、県の鳥でありますサンコウチョウ等、多くの野鳥が観察できるところでございます。

最後に、過去3年間の有害鳥獣捕獲の状況でございますが、許可件数、また加害鳥獣による被害ともにございませんでした。区域内が公園区域でありますことから、引き続き特別保護地区として指定することによる影響等はないものと考えております。市街地近傍に位置しまして、自然に触れ合うことができる地域でありまして、引き続き野生鳥獣の生息環境の保護を図ってまいります。

以上が特別保護地区の再指定についてでございます。

続いて、狩猟鳥獣捕獲禁止区域の再指定でございます。

場所は掛川市。面積は1,090haでございます。

こちらの再指定後の存続期間につきましては、令和3年11月1日から令和6年10月31日までの3年間でございます。

なお、指定期間を3年としておりますのは、指定の効果を検証した上で鳥獣保護区に戻すことも念頭に置いているためでございます。

続きまして、区域の図でございます。

赤い実線で囲まれた内側の区域でございます。掛川市の北西部に位置しまして、新東名高速道路の森掛川インターを下りてすぐの区域となります。写真にありますように、野鳥が集まる桜木池や、区域に隣接して児童養護施設のねむの木学園がございます。

続いて、指定の理由でございます。

1点目として、当該地区につきましては、自然環境豊かで、サンコウチョウやオオタカなど多様な動物が生息しておりまして、これらの野生鳥獣の保護を図る必要があること。

2点目といたしましては、周辺に、養護施設、文学館など、多くの人が集まる施設がある

ことから、狩猟に伴う事故の防止を図る必要があること。3点目といたしまして、イノシシによる茶畑や水稻などへの被害が依然として多く、またニホンジカも増えていることから、防除対策だけではなかなか被害を防ぐことは困難でありまして、継続的な狩猟期間中の捕獲が必要と考えられること。最後に、地元市、自治会等、利害関係人からの同意が得られていることでございます。以上が、引き続き狩猟鳥獣捕獲禁止区域として再指定する理由でございます。

続いて、指定の経緯でございます。

平成11年に鳥獣保護区に指定されまして、その後イノシシによる農業被害等が増加したことによりまして、平成21年よりイノシシ・ニホンジカを除く狩猟鳥獣捕獲禁止区域に指定替えをしております。その後、3度再指定して現在に至っております。今回、見直しの時期となりますが、地元の部農会や自治会からは、「これまで被害防止対策をしてきましたけれども、いまだ被害が減少していない。狩猟によるイノシシの捕獲を続けたい」。また「ニホンジカが増えてきて心配である」等の声が寄せられております。このため、引き続き狩猟鳥獣捕獲禁止区域として再指定するものでございます。

次に、このグラフは掛川市における鳥獣被害のデータを示したものでございます。

平成30年度から、被害面積、被害金額ともに若干減少傾向が見られておりますが、依然として被害が発生しております。特に平成30年度からはニホンジカによる被害も見られるようになっております。

次に、農業被害対策の状況でございます。昨年度の掛川市における被害防止対策の設備の設置補助でございます。件数216件、補助額は472万円でございます。対象は電気柵やフェンスの設置に係る経費等でございます。

このように、市としても被害対策を進めているところでございますが、地元の方からは、漏電防止を図るために一時的に電気を切らざるを得ない時期もありまして、「そうするとイノシシに中に入られて荒らされてしまう」というような声。あるいは市の担当の方からは、「有害捕獲については通年実施をしておりますけれども、トラブル防止の観点から狩猟期間中は取りやめている」といった実情もございまして、防除対策を施してもなかなか被害が防げない状況がございます。

次のグラフが、区域内の狩猟と有害捕獲におけるイノシシ・ニホンジカの捕獲頭数の実績を表したものでございます。

狩猟によるものと市町が実施する有害捕獲により、毎年捕獲実績が出ております。おおむね有害捕獲の1割程度が狩猟によるものとなっております。一定数認められることから、今後も狩猟と有害捕獲による捕獲を継続することが必要と考えております。

なお、市といたしましても、地元農家による自衛を目的としましたわな免許の取得を促すことから、免許取得費用を助成しているところでございます。

最後に、再指定の効果でございます。

大きくは2つございまして、1点目は「鳥獣の保護・静穏な環境維持」が挙げられます。自然環境が非常に豊かで、県の鳥であるサンコウチョウをはじめ、オオタカ、ムササビなど非常に多様な野生鳥獣が生息しておりまして、これらの保護を図る必要があること。また狩猟により農業被害対策の効果が期待されることが挙げられます。

年間を通じたイノシシ・ニホンジカの捕獲が可能になりまして、鳥獣保護と農業被害対策の両立を図るため、引き続き狩猟鳥獣捕獲禁止区域に再指定することについてお諮りするものでございます。

最後に、今後のスケジュールでございます。

今回の諮問事項につきまして、7月に開催を予定しております鳥獣保護管理部会での審議を経まして、9月の第2回の審議会において答申をいただいた場合には、環境大臣への届出を経まして、県公報に告示をいたしまして指定をすることになります。

なお、11月からの狩猟期に間に合わせる必要があるため、2回目の審議会において御答申いただけますと幸いです。

以上で説明を終わりますが、御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

(会長) どうもありがとうございました。

本件に関しましては、最終的には専門部会のほうで詳細な検討をしていただくことにしておりますけれども、まず委員の皆様より、御意見、御質問等、一般的なお話で結構ですので、お願いしたいと思います。オンラインで参加の皆様には、「挙手」ボタンを押していただければ、こちらから順番に指名いたしますので、よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。皆さんのほうから何か御意見ございますでしょうか。

1つ私のほうからよろしいですかね。私、実は伊豆のほうが職場なものですから、そちらへ行っていますと、最近、夜になるとイノシシにしょっちゅう会うんですが、それによって交通事故をよく聞くんですけれども、この鳥獣の被害という中には、農作物への被害を主に考えていて、それはよく分かるんですけれども、こういう交通事故というのは評価の対象にはならないのでしょうか。ちょっとその辺をお伺いしたいと思ったんですが、いかがでしょう。

(自然保護課長) 現状では含まれておりません。

(会長) 実際にそういうデータというのは調べられたことはございますでしょうか。

(自然保護課長) 現状では把握できておりません。

(会長) ああ、そうですか。分かりました。

私はもう個人的に聞いただけなんですけれども、毎年イノシシによる交通事故で、車がもう完全に動かないとか。イノシシとシカが多いという話をよく聞いてはいるんですけれども、現状でどのくらいあるのかというのは、やっぱりどこかで把握することも重要じゃないかなと個人的に思いましたので、また御検討いただければと思います。

(自然保護課長) 御意見ありがとうございます。検討してまいりたいと思います。

(会長) 皆様のほうから、いかがでしょう。何か御意見ございましたら。

(委員) 地元の掛川の件が出ておりますので、農業者の立場からお話をさせていただきますが、確かにイノシシの被害は全然減ってはおりません。特に南部のほうに出没することが多くて、うちのほうですと、サツマイモとか、砂畑でできるものが主の作物になってきて、一番彼らが好きなものなんですね。特産品を荒らされてしまうというところで、すごく危機感を持っております。

こちらの桜木とかは、逆に田んぼへ入られるという被害が結構多くて、ぬた場のようにかき回してしまうものですから、イノシシの臭いがついたお米はもう出荷ができないんですね。ですから、被害そのものは部分的であるんですが、その田んぼの半分以上が出荷できないという状況になります。ですから、決してここに表れている数字だけが数字じゃないと思うんですね。これは、多分農協さんとか公共のところを通して出荷する方の被害額だと思います。そうすると、直売所とか何かに出される方は、ここに被害額として出てきません。そういう意味では、こんな少ないはずがないというのが私の実感としてあります。

それから、先ほど会長さんがおっしゃったように、交通事故もかなり発生しています。その場合ほとんど——イノシシの場合は、車がへこんでしまって走行不能になるとかということが多くて、対物にもならないんです。保険が出ないんですね、あれの事故は。ですから、もうもらい事故というか、本当に泣き寝入りみたいな形になっていまして、そういうところもあって、住民の中からは、農業者だけじゃなくて生活者も「何とかしてほしいな」という気持ちはあると思います。

ただ、ここに美術館とか何かが近くにあるということで書いてありますけれども、ほとんどの場合わな猟ですので、そここのところに集まってきてくださっている外部の人たちとか、そういうところに、銃での射殺ではないということで、危険は非常に少ないのかなというふうに思っていますが、農業被害の点から考えますと、これはぜひ通していただいて、もう少し減るまで。それからシカのほうの対策もこれからしていかなきゃならないと思いますので、そういう意味では、これを通していただいて、もう少ししっかり駆除のほうをしていきたいなというふうに思います。

それについては、逆に森林公園さんのほうは、「こういう状態でいいですよ」というような形で出てきていますし、せっかくいろんなものを楽しみに来てくださっている方が多いので、このまま特別保護地区に指定していただければ、そっちのほうは、より大勢の県民の皆さんに楽しんでもらえるのではないかなというふうに思います。

以上です。

(会長) どうもありがとうございます。ぜひとも自然保護課で御検討いただきたいと思います。

(自然保護課長) 御意見ありがとうございます。また部会でももう少し詳細な説明をして、御審議をいただきたいと思います。

(会長) どうもありがとうございました。

ほかに何か御意見ございますでしょうか。

(委員) 私も今回の指定については全く問題はないと思っておりますが、2点教えていただきたいのは、本日の資料で、スライドの16番目に、例えば今回の農業被害についても、捕獲だけでは防除対策として、その被害が防げないという部分がございます。そうだとしたら、今後専門部会のほうで議論されると思いますので、次のステップとして、どういう形で捕獲以外に有効な対策が打てるのかなというのも御議論いただくのがいいのかなと思います。

あともう1点なんですけど、1年か2年ぐらい前に、伊豆のほうでも同じようにこういった形で指定をしていたときに、ユニットごとに捕獲圧が異なってくると生存の分布が変わってきているという問題の指摘があったかなと思います。今回も、こういう形で捕獲圧をずっと上げていきますと、今まで害獣として認識されていなかったようなものが、例えばアライグマとかテンとか、ほかのものの増殖を誘導してしまうという可能性もあるのかなと思いますので、このまま捕獲圧を上げていくことによってどういう問題が生じるのかなということも、併せて専門部会のほうで御議論いただくのがよいかなと思います。

以上です。

(会長) どうもありがとうございます。ぜひともこの点は専門部会のほうで検討いただきたいと思います。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、特にほかの御意見もないということですので、この件につきましては、鳥獣保護

に関する知識・経験等を有する方々により専門的な見地から詳細な審議を行なう必要があると考えます。つきましては、鳥獣保護管理部会において、この諮問事項について詳細な検討をお願いすることにしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

これは、Web のほうでも皆さんから挙手をいただくということですね。では、恐れ入りますが、Web で参加の皆様、これで部会のほうに依頼するということですのでよろしければ挙手をお願いいたします。

(賛 成 者 挙 手)

(会長) ありがとうございます。皆さんの挙手が確認できました。

ちょっと時間差があつてなかなかうまくいきませんが、それではそのように決定いたします。

鳥獣保護管理部会では、先ほどいろんな意見が出ましたけれども、こういった意見を参考にしていただきまして、念頭に置きながら整理していただきたいと思います。

なお、部会の検討結果につきましては、また改めて本審議会に御報告していただきまして、審議会として答申することといたします。

・河川における環境基準の水域類型の見直し

令和3年6月2日付けで知事から諮問のあった「河川における環境基準の水域類型の見直し」について、事務局から諮問内容の説明後、質疑応答が行われた。

(会長) それでは、2番目の諮問事項、「河川における環境基準の水域類型の見直し」についてということで、生活環境課長のほうから説明をお願いいたします。

(生活環境課長) まず、資料2-1を御覧ください。

当課からの諮問事項でありますけれども、河川における環境基準の水域類型の見直しに関して、1つは、伊東大川下流水域ほか12水域における見直しについて。さらに、2点目としまして、現在水域類型の見直しを行なう際の処理基準としております「環境基準の水域類型の見直しに係る基本方針」による水域類型の見直しの今後の在り方について、それぞれ本審議会の御意見を求めるものであります。

それでは、具体的な内容の説明につきましては、資料2-2を御覧ください。

ページ2をお願いいたします。

まず、「環境基準について」ということでありますけれども、御案内のとおり、環境基準とは、健康の保護と生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準としまして国が定めているものであります。国、県、市町等におきましては、施策を講ずる上での目標となる、そういった基準でございます。

このうち、河川における環境基準につきましては、表中の上の欄ですけれども、「健康項目」。人の健康の保護に関する基準としまして、有害物質である全シアン、水銀等の重金属、さらには化学物質、合わせまして28項目が指定されております。

併せまして、下の段ですけれども、「生活環境項目」。生活環境の保全に関する基準としまして、pH、BOD（生物化学的酸素要求量）、SS（浮遊物質）、DO（溶存酸素量）、大腸菌群数の5項目が定められております。

この中の「健康項目」につきましては、全国共通の基準となっております、本県を含めまして、全国全ての河川に同一の基準が適用されるということになっております。

続いて、ページの3をお願いいたします。

一方、「生活環境項目」につきましては、表中の上の欄ですけれども、よりきれいなAAから下段のEまでの水域類型ごとに6段階に基準が分かれております。その上で、河川、いわゆる水域ごとに当てはめるべき水域類型、区分を指定するということになっておりまして、本県内におきましては、国が指定しています富士川及び天竜川を除く河川、水域につきましては、県がこの水域類型の指定、当てはめをすることとなっております。

4ページを御覧ください。

本県における水域類型の指定状況でございますけれども、この表中にありますように、本県におきましては、上水道など明確な利用目的がある河川など、合計で42の河川につきまして水域類型を指定をしております。

5ページを御覧ください。

さらに、細かい類型別につきましては一覧表のとおりとなっております、AAからDまで、合計で60水域を指定をしております。

なお、大きな河川につきましては、上流、下流等に分けて指定しているといった例も

ございますので、先ほどの河川数の42よりも合計数としては大きな数字となっております。

この水域類型の指定につきましては、水質汚濁の改善状況等を踏まえまして見直しを行なうこととされております。本県におきましては、平成19年度以降は、本環境審議会から答申をいただき策定しました「河川における環境基準の水域類型の見直しに係る基本方針」に基づきまして見直しを行なっております。基本方針本文につきましては、紙ベースで配付しております資料2－3として本日添付しておりますので、また御参考にしていただければと思います。

6 ページを御覧ください。

ただいまお話ししました基本方針の概要についてでありますけれども、まず、AまたはB類型の水域で、県が実施している水質の常時監視の内容、その結果が、連続して5年以上、上位の類型のBODの環境基準を達成した水域を見直しの対象とするということにしております。これは、水質汚濁負荷量に大きく影響するような開発等の将来計画がなければ、将来の水質は過去の水質測定結果により予測できるという考え方から、将来の水質予測の調査など、そういった事前調査を省略しまして、過去の水質測定結果を活用して見直しを行なうといった考え方によるものであります。

また、pH、SS、その他の項目におきまして不適合がある場合でありまして、現在及び将来の利用目的等に大きな支障がない限り、積極的に上位類型への指定の見直しを進めるといった内容となっております。

なお、具体的な見直しに際しましては、環境審議会の水質部会において御議論いただき、その結果を踏まえ決定をしております。

7 ページを御覧ください。

最近の見直しの状況、実績につきましては、一覧のとおりとなっております。直近では、平成28年度に、それぞれの河川で水域類型の見直しを行なっております。29年4月告示ということになっております。

8 ページを御覧ください。

そして今回は、そうした基本方針に基づきまして、上位類型の環境基準を継続して達成しています県内の13水域につきまして、上位類型への見直しをいたしとるというものであります。

9 ページを御覧ください。

その内訳でありますけれども、県内の地図を挙げておりますけれども、東の伊東大川下流から西の太田川下流までとなっております。こちらの13水域ということになっております。

10 ページを御覧ください。

すみません。スライドがちょっと細かくなっておりますけれども、その見直し対象の13水域のBODの測定値でありますけれども、一覧表にありますとおり、平成27年度以降令和元年度までの5年間、加えまして、令和2年度は速報値ということになりますけれども、それぞれの表の欄の一番右端が「変更後基準値」となっておりますけれども、いわゆる上位類型の基準値。こちらのほうを、いずれも達成をしているという状況となっております。

こうしたことから、以上の13水域につきまして、今回、上位類型への見直しをいたしとるというものでございます。

なお、11ページ以降のそれぞれの表につきましては、ただいま一覧表で掲げました13水系のそれぞれの細かな見直しの内訳ということになっております。

ページが飛びまして、14ページを御覧ください。

次に、もう1つの諮問事項であります、基本方針による水域類型の見直しの今後の在り方についてでございます。

現在の基本方針の概要につきましては、先ほど御説明をしたとおりでありますけれども、平成19年度の策定ということになっておりまして、既に10年以上が経過していることに加えまして、現状として幾つかの課題がございます。

まず、現在の基本方針におきましては、見直しに当たりまして流域市町の意向を確認し、同意を得た水域について環境審議会に諮問することとしております。このことから、県の常時監視の結果では環境基準を達成していても、水域の他の地点において、例えば市町が独自に行なっている水質調査の結果等がBODの環境基準を達成していない場合、上位類型への見直しについて市町の同意が得られないといったケースも散見されております。こうした点につきまして、今後どのように取り扱っていくべきかということが1つの課題となっております。

また、大腸菌群数等のBOD以外の項目につきまして基準不適合といったことから市町の同意が得られないといったケースもございます。

さらに、この平成19年度に策定しました基本方針の中では、その当時の状況を踏まえまして、当面はA及びB、いわゆる上位の類型の水域の見直しを優先して行なうということとしておりまして、現在は、こういった基本方針に基づき見直しを進めてきた結果、A、B類型の見直しはある程度進んできているという一方で、C類型以下の見直しが進んでいないといったような課題がございます。

こうしたことから、制定後10年以上経過したこの時期に、基本方針の検証や見直しが必要ではないかというふうに考えておりまして、今回基本方針による水域類型の見直しの今後の在り方について御意見をいただきたく諮問をするものであります。

最後に、16ページです。

今後のスケジュールでありますけれども、今後、複数回の水質部会を開催をさせていただきまして、審議会の本会での答申、その後河川管理者との協議等を経まして、令和4年度当初での告示、新たな基準の適用ということで進めていければというふうに考えております。

私からの説明は以上となります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

(会長) どうもありがとうございました。

御説明の最後にありましたように、本件に関しましても、専門部会である水質部会のほうで詳細な点は検討していただくことを予定しておりますけれども、まずは本審議会において委員の皆様より御意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。静岡県全域にわたって、非常にいろんなところの河川が対象になっておりますので、なかなか全体を見てというのは難しいかもしれませんが、皆さんのお気づきの点で結構ですので、何か御意見がございましたら、お願いしたいと思います。

(委員) これは、最近いろいろ富士川のことで、アクリルアミドポリマーということをよく聞くんですね。これは、この基準のところのページ2の「健康項目」の28項目のところの中に入っているような有害なものなんですか。

(会長) これに関して、よろしいですか。

(生活環境課長) 御質問ありがとうございます。

ただいま御質問ありました、今般新聞報道等で取り上げられていますアクリルアミドポリマーというものでありますけれども、こちらにつきましては、現状としまして、こちらの「健康項目」の中には含まれておりません。ですので、これまでも県・国等の常時監視の対象項目となっておりますので、これまで実態というか、そういった調査等が行なわれているということはございません。

(委員) これはまた調査していただくんでしょうけど、今後こういったものを項目として検討していくようなことになるんでしょうかね。

(生活環境課長) 現在、こちらのアクリルアミドについてでありますけれども、環境省のほうでは、水環境を経由しまして人の健康や生態系に有害な影響を与えるおそれが比較的大きくない、または不明であるが、知見の集積が必要な物質ということで位置づけをしております。

そのため、全国の公共用水域における存在状況について確認するための調査ということで、環境基準に基づく調査は行なっていないんですけれども、一部の自治体なんかの協力を得ながら実態調査もして、知見の収集を国のほうで行なっているというふうにお聞きしております。

(会長) はい、ありがとうございます。

今の御質問に関しては、この諮問事項の②の環境基準の水域類型の見直しに係る基本方針のところに関わってくるかと思いますので、また専門部会のほうで新たな項目等々も含めて検討していただくということでよろしいでしょうか。

(生活環境課長) はい、そうですね。またそちらの部会において、県のほうも、先般知事のほうからも発表いたしましたけれども、山梨県と連携して調査をということがありますので、そういった状況などを報告させていただきながら、必要な御助言などをいただければと考えております。

(会長) はい、分かりました。ありがとうございます。

ほかに何か御意見ございますでしょうか。はい、どうぞ。お願いします。

(委員) 14ページのスライドなんですけど、C類型以下の見直しが進んでないという辺りなんですけれども、実際にC類型以下の河川においては、上位類型の基準に達しているものがないということなのか、あるけれども、その基本方針の中にCから上に上げるという考え方が盛り込まれていないのか。その辺はどうなんでしょうか。

(生活環境課長) ただいま御質問のありました、C以下の類型における状況でありますけれども、現状としまして、そのC類型の中の河川におきましても、上位類型の、そういった基準を既に何年か満たしているといった河川は実際としてございます。

一方で、本日、すみません。紙ベースになりますけれども、資料2-3ということでお配りしています基本方針の中におきまして、2ページのところで、そのうちの、1、「全体方針」の冒頭のところで、「平成19年度以降、当面は、現状の類型がA及びB類型の水域の見直しを行うこととする」というふうにさせていただいております、また併せまして、飛びまして、最後、「なお」以下のところですね。「市町、関係団体等から要望がある場合においては、C類型以下の水域についても別途見直しを検討する」ということの位置づけとさせていただいております。

こういった中で、近年の状況としまして、こちらのC類型以下の水域についての見直

しの要望。1つは、具体的にはそういったものが上がっていないということと、それから、すみません。資料を1枚めくっていただきまして、3ページの3の「C類型以下の水域の見直し」ということになっておりますけれども、こちらにつきましては、「従前どおりの方法により見直しを行うこととし」ということで、もしそういうことを行なう場合につきましては、先ほどお話ししました、その水域の汚濁の負荷量の調査・解析及び将来の予測。そういったような事前調査を詳細に実施していくというのが、平成19年度当時に定められた基本方針ということになりますので、この辺りの運用の仕方を含めて今回御審議いただきまして、今後どうしていくかということについて、御意見をいただければというふうに考えているところであります。

以上であります。

(委員) 基本的な話で大変申し訳ないんですけども、類型ごとの基準が決まっています、1つ上の類型に書けるようになれば、要するに、基準が達成されたか達成されないかということで、ある程度の目標が上がってくるということなので、全体を底上げするとすれば、C類型の河川についても、Bの基準を満たしているのであれば、その基準に上げることで河川の環境への取組が進んでいくと思われるので、ぜひ下の類型についても可能な限り検討していただければと思います。

(生活環境課長) ありがとうございます。この御意見も含めまして、また専門部会のほうで、ぜひ御議論いただければと思います。

(会長) ほかに何か御意見ございますでしょうか。

(委員) この今見ている3ページ目の「C類型以下の水質の見直し」という項目を今事務方のほうで読んでいただいたと思いますけれども、最後、「翌年度これを基に審議会に諮る」という形があったんですが、恐らく我々のほうで諮る前に専門部会のほうで御協議いただくということも踏まえて、この後の専門部会のほうで御議論いただければいいかなと思います。

私からは、ちょっと1点教えていただきたいんですけども、スライドの6ページ目の中に、今回の見直しに係る基本的な方針としまして、A型とB型の類型に関する見直しで、水質常時監視結果が連続して5年以上というのが1つの基準になっていたかなというふうに思います。これについては、私もそのとおりだなと思うんですが、少し統計的な方法を使って調べられたほうが、より安全なのかなと思うんですね。

例えばということなんですが、10ページ目に「見直し対象13水域のBOD測定値」というのがあるんですけども、下から4つ目に「太田川上流」というのがございます。これをずっと確認していただきますと、変更後の基準値で1mg/Lというものにしますと、確かに直近の5年間ではクリアはしていると思うんですけども、参考の令和2年度には、もう基準値ぎりぎりになっております。

ですから、何かのことでBOD値が上がることによって、この河川で基準値——恐らく良好な生活環境を確保する上で、現在企画部会でも話していると思うんですが、河川の、何ていうんでしょうね。基準値を下回っている割合というのは、ほぼ100%の状態にあるのかなというふうに理解しているんですけど、こういう厳しい基準を設置することによって、今まで100%でしっかりとクリアできていたものが、かえって我々自身が足かせというか、これは私、よくお話しするんですけども、厳しい基準値を設定することによって、それで大本の基準が、大本の目標が達成できなかったという結果になると、それはあまり楽しいことにはなりませんので、少しこの辺りの、今までの直近の5年間だけ

を見て項目を改正するという方法ではなくて、例えば、t検定とか平均値の検定なんかを使って信頼区間を設けて、それで少しこの5年間という以外にも補足する情報を踏まえた上で、この基準というか、変更案ですか。対象区域の変更案をAからAAにするとかというのを御検討いただければなというふうに思います。こういったことを専門部会のほうで申し送りいただいて、御協議の一端になればと思います。

以上です。

(生活環境課長) はい、ありがとうございました。

そうですね。また、今の先生の御指摘なども踏まえまして専門部会のほうにお諮りいただければ——その前に事務局のほうで、あらかじめそういった視点も含めて資料などをちょっと用意していくといったことで協議いただければというふうに考えております。ありがとうございます。

(会長) 御意見ありがとうございました。では、事務局のほう、よろしくお願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。

(委員) まず、河川の状況ですが、とてもよくなっているということがすごくよく分かって、見直しに対しては、特に二級河川も一級河川も、実際には市町村の皆さんが管理されたりとか、状況として使われたりとか、いろんな連携が必要な中で、県がこの方針をつくるときに、簡素化していただくというのが、すごくいいことではないかなというふうに思います。何か、方針に従ってやらなければいけないことがたくさんあって、市町と連携するときに、私、河川審議会のほうにもずっと10年間ぐらい出させていただいたので思いましたが、250近くある二級河川の管理とか、全てにわたっての方針を県がつくっておられて、その中で、実際の状況が分かって、簡素化できて、検査がという形で、市町の方たちが実際に見たところが連携できて、速やかにいろんなことができればいいなというふうに思うので、変更に関して、こういう簡素化する見方の方向へというのはすごくいいなというふうに思いました。

ただ1つ、将来的な計画がなければ事前調査を行なわないということですが、例えば温暖化の問題で考えると、小水力とかいろんな意味で、河川の活用というのは、今後考えられる市町の計画の中にも、それから静岡県が考えているような、各地域がそれぞれのエネルギーを自給自足するようなことを考える中では、河川のことというのは結構密接に関係するかなというふうに思うので、その辺の連携をちゃんとしていただくようなことというのがすごく重要ではないかなというふうに思ったので、「将来計画がなければ事前調査を行なわず、過去の水質測定結果を活用し見直しを行なう」というふうに一言だけ書いてしまうというのは、何か連携をちゃんと取れるのかなというふうなことをちょっと心配に思いました。

もう1つは、すみません。本当に素人なので分からないんですが、平均値についてですが、諮問の見直しのところの3ページに、「年間の日間平均値のBOD75%に適合して」云々と書かれているんですが、今回PowerPointでお示しいただいたBODの数値は、たしか9番目の数字を使われて——スライドの2ページ目の、BODは0.75掛けるn番目のデータ値で出されているんですね。「平均値で書く」というふうに見直しのほうで書かれていて、これで平均値というんですか。もう本当に素人の——分からなくて。すみません。

(会長) ありがとうございます。

これは、では事務局のほうから御回答いただけますか。まずは、一番分かりやすい、

2 ページの一番下を書いてある、この説明ですね。

(生活環境課長) はい、お答えします。

こちらのBODのとり方としまして、こちらは国のほうの技術的助言等でも示されている考え方でありまして、BODの75%水質値をとるということで、こちらについては、例えば1年間に12回測定をするという、1月に1回程度の測定ということで、そうした場合の評価の仕方としまして、12回掛ける0.75ということで、下から9番目の数値を取ったものをこちらの評価値とするといった考え方になります。

(会長) これは環境省の基準ですかね。またこれは部会のほうできちっともう1回整理してもらってやっていただくようにしますので。やっぱり皆さんが分からないと、一体何で評価しているかというのはやっぱり一番重要なことなので。

(委員) はい、そうですね。多分そういうことじゃないかと思うんですけど、記載を何か、ちゃんとこの数字がこの数字だと分かる記載にしていただけるほうが一般市民には分かると思うので。申し訳ありませんが、お願いいたします。

(生活環境課長) そうですね。もう一度整理して、分かりやすいものをまた委員の皆様にご提供したいと思います。

(会長) それと、先ほどありましたように、市町との連携というところですね。私もすごく気にはなっていたんですけども、その辺は何か御意見ございますか。事務局のほうで。

(生活環境課長) はい、ありがとうございます。

そうですね。今回説明の中でも、市町の同意が得られていないケースですとか、そういったお話も少しさせていただいておりますけれども、今回もそうなんですけれども、これまでも、水域類型の見直しをするに当たって、各それぞれの市町に対しまして、その見直しについての御意見というのを伺っております。その中で、各水系における将来的な開発計画の有無ですとか、そういったようなことも質問項目ということで御照会をさせていただきまして、その辺りの回答も含めまして、最終的にこちらのほうに、今回上位類型に当てはまるかどうかということを決定しているという形で諮問しているということ。そういった経過は踏まさせていただいております。

(会長) 分かりました。これも重要なことだと思いますので、また部会を通してきっちりと整理していただきたいと思います。

ほかに何か、委員の皆様から御意見ございますでしょうか。

私、ちょっと個人的に1点。今こういう形で、昔からのBOD、SS等々を測っているんですけども、どんどん分析方法が新しいものができると、SSなんですけれども、ひょっとしたらマイクロプラスチックがどうのこうのという話もきっと出てくるだろうという気がするんですよね。もともと海の汚染というのは河川から運ばれてくるわけで。ひょっとしたらそういったこともまた新たに検討しなくちゃいけない可能性があるんですけども、そういったことは何か県のほうでは検討項目に入っているんでしょうか。

(生活環境課長) はい、ありがとうございます。

そうですね。今先生のほうからお話のありましたマイクロプラスチックの関係等については、正直なところ、現状としましては、そういった検討項目ということでは考えておりませんでしたけれども、またその辺り、例えば環境省ですとか、そういったところの動向など、そういったようなものも少し情報として集めながら、また今後の部会の中で必要に応じて情報提供等をさせていただくと。そんなことで考えさせていただきたい

と思います。

（会長） はい、分かりました。ちょっと頭に置いておいていただければと思いますので、よろしくお願いします。

（生活環境課長） はい、ありがとうございます。

（会長） ほかに、皆様のほうから御意見ございますでしょうか。どんなことでも結構です。

（委員） 水質ということで、河川のほうが今主になっております。うちのほうは原発も近いものですから、海洋水の汚染の問題が、すごく心配を——住民側からは出ております。そういうものについての何か基準であるとか、「今静岡県がこういうふうになっているよ」というようなところが、何か情報として私たちが頂けるものはあるんでしょうか。

（会長） 何か御担当の。

（生活環境課長） はい、ありがとうございます。

そうですね。環境基準の適合状況というか、そういったものは、毎年年度報という形で、大体例年8月ぐらいにまとめさせていただいております、冊子も作成しておりますし、それから概要版みたいな形で報道等への発表もして、併せまして県のホームページ等でも公表をしております。その中で、特に海域につきましては、河川、湖沼、それから海域ということで、海域につきましても、環境基準の適用状況ということで毎年発表しております。

昨年度におきまして、河川につきましては、全ての河川がBODはクリアということで、100%ということになっておりますけれども、海域につきましては、令和元年度の実績としましては87%ということで、やはり一部で環境基準をクリアできてないということがございます。この辺りにつきましては、県のほうの環境衛生科学研究所のほうでも、その原因などの調査・研究等も少ししていただいているという状況でありますけれども、こちらのほうにつきましては、資料のほうもこちらにございますので、委員のほうにまた御提供できればと思います。

（委員） お願いします。

（会長） よろしいでしょうか。

本件に関しては、諮問事項と多少異なりますけれども、非常に重要な環境問題につながるのだと思いますので、ぜひともまた担当部局のほうで御検討の対象にさせていただければと思います。よろしくお願いします。

ほかに何か御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、もう御意見は出尽くしたようですので、本件に関しましては、先ほど申しましたように、公共用水域及び地下水の水質の保全に関する知識・経験等を有する方々により専門的な見地から詳細な審議を行なう必要があると考えます。つきましては、水質部会において、この諮問事項について詳細な検討をお願いすることにしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。御異議のある方は、「挙手」ボタンでまずはお知らせください。もし挙手がなければ、そのまま御同意いただいたということで認めさせていただきますが、よろしいでしょうか。

では、Webのほうからも特に異議なしということで判断させていただきます。

それでは、このように決定いたします。水質部会では、先ほどいろいろな御意見をいただきましたけれども、こういった御意見を念頭に置きながら整理をしていただきたい

と思います。

なお、部会の検討結果につきましては、また改めて本審議会に御報告していただきまして、審議会として答申することといたします。

(3) 部会審議結果の報告

・温泉部会審議結果

令和3年2月15日に開催された令和2年度第3回温泉部会において審議された「温泉法に基づく土地掘削及び動力装置の許可申請」について、部会長から審議結果が報告された後、質疑応答が行われた。

(会長) 以上で、まず諮問事項については終了いたしまして、次は報告事項に移ります。

報告事項は1件。これは温泉部会の審議結果でございますので、これについて報告をしていただきます。

なお、御報告いただきます内容は、委員の皆様にも既にお知らせしておりますように、令和3年2月17日付けで知事へ答申しております。御承知おきください。

それでは、温泉部会長、よろしくお願いいたします。

(温泉部会長) まず、令和3年2月15日に開催いたしました令和2年度第3回温泉部会の審議結果について、御報告を申し上げます。

お手元の資料3、「温泉部会審議結果（令和2年度第3回）」を御覧ください。

諮問事項のうち、温泉法に基づく土地掘削及び動力装置の許可申請に係る第1号から第8号議案につきましては、審議の結果、「申請のとおり許可することが適当である」という結論をいただきまして、2月17日付けで知事へ答申をいたしました。

温泉部会の審議結果は以上でございます。

(会長) どうもありがとうございました。

委員の皆様のほうから何か御質問がございますでしょうか。オンラインの参加での皆様におきましては、挙手いただければと思いますが、いかがでしょうか。特に御質問はありませんでしょうか。

それでは、御質問がないということで、本報告についても了承いただきました。ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、本日予定されました議事は全て終了いたしました。何かほかに皆様のほうから御意見がございましたらお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

特になければ、以上をもちまして本日の議事を終了いたします。御協力どうもありがとうございました。